

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第46号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町南部地区土地区画整理組合から町に寄附された施設を、開成町の地域集会施設として位置付けるため、開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第46号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年7月24日提出、開成町長、府川裕一。

開成町南部地区土地区画整理組合から町に建物施設が寄附され、平成27年7月17日に引き渡しされ、受納いたしました。このことに伴い、この施設を開成町地域集会施設として位置付けるため、開成町地域集会条例の一部を改正するものでございます。

施設の概要としましては、木造平屋建て、延べ床面積は251.52平方メートルでございます。主な居室として、集会室、ラウンジ、キッチンスペース、事務室、トイレがございます。施設の位置は、開成町みなみ二丁目6番地1になります。

それでは、1枚お開きください。

開成町条例第 号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例。

開成町地域集会施設条例（平成18年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右が改正前、左が改正後でございます。

条例第2条に地域集会施設の設置に関する規定がございます。岡野老人憩いの家から下島自治会館まで、12の地域集会施設の名称及び位置がございますが、下島自治会の次に、名称にみなみ自治会館、位置に開成町みなみ二丁目6番地1を追加するものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。このたびの自治会館を位置指定するということは理解しているところです。議会としても自治会館を見学させてもらって、大変すばらしい施設ができたなということで、よりよい環境づくりが今後できていけばいいなと考えているところであります。

参考までにお聞きしたいんですが、今回、位置を指定するということで理解したんですが、当面の間、町で当然やられると思うんですよ。そこら辺の管理状況、また使用するに当たっての流れというのは、今後どういう形でやっていくのか。平成30年までに自治会を立ち上げたいというような説明はもらっているところなんですけど、そこまでの位置指定をしました、でも使わないというのであればもったいないので、そこら辺の流れの説明をいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

ご質問にお答えします。現在12の施設を12の自治会で、指定管理により維持管理、運営を行っているところでございますが、今回、地域集会施設、今回の第2条の設置にもうたわれていますように、町民が行う地域集会施設活動等を支援することを目的として、町民が自主的に活動する拠点として、本町に地域集会施設を設置するというにしておりますから、より町民の方主体に施設を使っていただくということを今後想定してございます。

今回は、7月17日に寄附を受け、町の地域集会施設として位置付けをするからということで上程とさせていただきます。

管理につきましては、今後、指定管理者ということを考えているところではございますが、選定等については、今回、こちらの承認等をいただいた後に、庁内に指定管理者選定委員会という組織がございますので、そちらで審査等をしていきたいと思っています。当面の間は直営で、町で管理するようになります。

以上になります。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。当面、町で管理するということで、使用に当たって、例えば届け出を役場に行って、使いたいんだけどというのを一々やっていくのかとか、そこら辺の細かなものが決まっているのかどうか。牛島自治会が管理を当面の間、運営上の手助けをしていくという報告をもらっているの、そこら辺、牛島が管理

をしていくのかどうかという部分を含めた中で、ちょっと細かいことにはなるとは思いますが、やはりせつかく位置付けをするわけですから、そこら辺もセットで、今後管理面の中で、どのような考えがあるのかというのを再度お聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

それでは、私からお答えさせていただきます。まさに議員ご懸念の、そのとおりかと思えます。さきに情報提供させていただきましたとおり、議員がおっしゃられたとおり、まだみなみ自治会はできてございませんので、当面の間は近接する牛島自治会にみなみ地区という組織をつくっていただいて、既に牛島の自治会の一部として見ていくよということになってございますので、この施設につきましては、今、みなみの自治会ができていないわけではないので、恐らくというか、使うことはまれかなと思えます。

先ほど課長が申し上げましたとおり、結論から言いますと、指定管理者の手続をできるだけ早くとって、指定管理ができる状態になって、恐らく牛島になろうかなとは思いますが、これはまたご審議いただく問題でございますが、2カ月から3カ月以内のうちには指定管理の手続をとって、指定管理に移行していきたいと。その間、直営という形になりますので、使いたいという部分があれば、自治活動応援課へ申し込みなりをしていただいて、使うという形になろうかと思えます。

○議長（茅沼隆文）

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今の説明でわかりました。ぜひ、よりよい施設利用をしていていただきたいとお願いします。

最後にあと1点なんです、現況の建物、土地というのは寄附されたわけですね。7月17日と言っているのですが。今回、この後、補正予算で管理費とか、そういうものが上がってはきているのですが、そこら辺の部分、固定資産税なんかの位置付けというのはどうなっているのですか、財産区分。当然これは1月1日の所有者に課税されると思うのですが、そこら辺の部分、今回、寄附をもらって位置付けをすることによって、そこら辺の扱いというのがどうなっているのか。当然これは登記の問題なんかが出てくると思うのですが、予算等を組んでいかなければいけないのかなと思うのですが、そこら辺の見解、説明を願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

ただいま固定資産税というようなご質問でしたので、お答えしたいと思います。固定資産税につきましては、本年度、みなし課税というものを実施してございまし

て、そのみなし課税に該当する旧所有者の方が現時点では固定資産税をお支払いになっているというのが現状でございます。ただし、保留地につきましては、従来なかった土地ということで、みなし課税の対象から外れてございますので、現在のところ、法律については、今後、28年度からの課税ということになってまいります。

それから、上物につきましては、本年度、建築されてございますので、28年度からの課税ということになります。これにつきましては、7月時点で町に寄附してございますので、来年度以降は非課税という取り扱いとなっております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はありますか。

4番、前田せつよ議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。今、部長から、今後、管理等々は牛島自治会になろうかと思っております。ということで、当面、借用の場合は町の自治活動応援課に問い合わせるといっていただきましたが、現時点では町の集会施設であるという位置付けで理解した中で、この使用に当たっては、みなみ自治会館が将来できるであろうエリア以外の町民の皆様、その使用の権利があるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

地域集会施設のご質問ですけれども、基本的に、このみなみ自治会館に限らず、全施設は公の施設ですので、町の施設です。それを各自治会に指定管理していただいている。これは18年に条例をつくったときに、全ての自治会は、町の公の施設に位置付けたわけですから、それと同じ扱いでございます。

どういうことかといいますと、例えば、上延沢の自治会をほかのところが使いたいと言った場合には、それを指定管理している上延沢の自治会が判断をして、どうぞ使ってください、ただし、幾らですよという形にはなっているはずなんです、それが指定管理ですから。ですから、みなみ自治会館についても、その地域じゃないところの方が使われたい場合には、今現在は町の直営ですから、町が判断して貸し出しますし、指定管理になった場合には、指定管理者が判断して、使わせたり、貸し出すという形になろうかと思っております。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

指定管理の関係について、これも公の施設の一つですから、手続的には、先ほど課長から説明しましたけれども、今、庁舎の内部で、指定管理の選定委員会という組織の中で、この建物、施設について、できれば9月議会の中で、指定管理を扱うということのご承認をいただくということを予定しております。ですから、予定では、

指定管理の導入が10月1日からという扱いの中で対応していきたいと考えています。それまでの間、町が管理していくということでご承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第46号 開成町地域集会施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席してください。

起立全員によって、可決いたしました。